

岩手県告示第16号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	上米内湯沢線	盛岡市三本柳6地割101番20地先から5地割28番1地先まで
県道	紫波インター線	紫波郡紫波町北日詰字白旗36番1地先から桜町字浦田14番1地先まで
県道	矢巾停車場線	紫波郡矢巾町駅東一丁目13番7地先から大字西徳田第5地割63番6地先まで
一般国道	106号	盛岡市八幡町14番18地先から中ノ橋通二丁目54番1地先まで
一般国道	455号	盛岡市三ツ割四丁目39番4地先から87番8地先まで